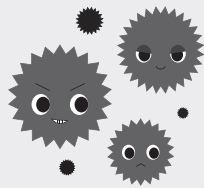


A群溶血性レンサ球菌咽頭炎について

風邪だと思って小児科に行ったら「溶レン菌感染といわれた。」という話をよく聞きます。「溶レン菌」とは溶血性レンサ球菌と呼ばれる細菌で、病原性を有するものはA群、B群、C群などがあり、「溶レン菌感染症」の90%がA群によるものとされています。

A群溶血性レンサ球菌感染症は、主に「のど」に感染して、咽頭炎や扁桃炎といった病気を引き起こします。



～A群溶血性レンサ球菌咽頭炎が流行しています～

突然の発熱、咽頭痛、リンパ節の腫れ、おう吐など風邪の症状と似ており、冬期および春から初夏にかけて流行します。

熱は3～5日以内に下がり、かゆみを伴う細かい発疹が体や手足に現れたり、舌にイチゴのようなぶつぶつが現れることがありますが、1週間以内に改善します。道で行っている感染症発生動向調査では、5月25日～31日において帯広保健所管内の定点*あたりのA群溶血性レンサ球菌咽頭炎の患者報告数は警報基準である8人以上となりました(14.15人)。今後も流行の恐れがあることから、感染予防に努めることが大切です。

*定点～選定された1医療機関からの平均患者報告数



～溶レン菌感染の予防～

溶レン菌の感染は感染した人の咳やくしゃみ、つばなどにより、また排出された細菌が手などを介して口に入ることにより起こります。

感染予防には手洗い、うがいを徹底しましょう。

感染した人と同じコップや食器を使用することは避けましょう。感染力は強く、こどもからこどもだけでなく、抵抗力の低下した大人や妊婦にも感染することがあります。



～症状が改善しても要注意です～

治療は有効な抗生物質を飲み、水分補給をしっかりと行いましょう。のどの痛みが強い時はのどごしや消化の良いものをあげてください。

学校保健安全法では病院受診日と翌日は登校、通園できませんが、症状が改善したようにみえてもリウマチ熱、急性糸球体腎炎などの合併症がおこることがあるため、完全に治ったとするには2～3週間、無理をせず様子をみましょう。



詳しくは・・・【お問合せ先】保健センター ☎(574) 3141

国民年金からのお知らせ

あなたも年金を増やしませんか？

20歳から60歳までの40年間保険料を納めた人が、65歳から受給する老齢基礎年金は満額で780,100円です。

老齢基礎年金制度に上乘せして年金額を充実させるには「付加年金」「国民年金基金」などの制度があります。

これらの制度に加入すると、納めた保険料や掛け金は全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が安くなるというメリットもあります。

1 付加年金 ～ちょっと増やせる～

国民年金基金に加入していないことが条件になりますが、自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方は国民年金保険料を納付する際に、月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金受給時に、200円×付加保険料納付済期間の月数で算出した額が加算されます。

この様に、納付額がいくらであっても、65歳から国民年金をもらいはじめて、2年で元が取れる計算です。

例えば、付加保険料を10年間(120月)納付したとします。

【納めた総額】400円×120月＝48,000円

【1年間に支給される額】200円×120月＝24,000円

2 国民年金基金 ～選んで増やせる～

第1号被保険者の方は、サラリーマンや公務員(第2号被保険者)と違い、国民年金にしか加入していませんので、国民年金に上乘せして厚生年金に加入しているサラリーマンと比べると、老後に受けられる年金額にも大きな差が生じます。

この年金額の差を解消するために、第1号被保険者の方が加入できる国民年金に上乘せできる年金としてできたのが国民年金基金です。

国民年金基金に加入すれば、第1号被保険者の方の年金も「国民年金」と「国民年金基金」の「二階建て」のしくみとなり、ゆとりある老後資金を準備できます。

国民年金基金に加入できる方は、日本国内に居住している20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者および日本国内に居住している60歳以上65歳未満の方で国民年金の任意加入被保険者の方々です。国民年金基金の年金(給付)の型には、年金額や受け取り期間、遺族一時金の有無、受け取り開始年齢の違う7種類の年金があります。それぞれの特徴を活かして自分にあった年金プランを作ることができます。

加入の仕方や掛け金については、北海道国民年金基金(フリーダイヤル☎0120(65)4192)に直接お問い合わせください。

*国民年金基金は、農業者年金加入者の方は加入できません。

3 過去に保険料の納付を免除された期間はありますか？ ～追納で増やせる～

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

そこで、これらの期間は、10年以内(平成17年7月分は平成27年7月まで)であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。

ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

平成27年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は、右表のとおりです。

免除の承認を受けた年度の保険料を平成27年度に追納する場合の月額

	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成17年度	1万4,880円	-	7,440円	-
平成18年度	1万4,930円	1万1,190円	7,460円	3,730円
平成19年度	1万4,960円	1万1,210円	7,480円	3,730円
平成20年度	1万5,090円	1万1,320円	7,540円	3,770円
平成21年度	1万5,160円	1万1,360円	7,580円	3,780円
平成22年度	1万5,430円	1万1,570円	7,720円	3,850円
平成23年度	1万5,220円	1万1,410円	7,610円	3,800円
平成24年度	1万5,070円	1万1,300円	7,530円	3,760円
平成25年度	1万5,040円	1万1,280円	7,520円	3,760円
平成26年度	1万5,250円	1万1,440円	7,620円	3,810円
平成24年度分以前の保険料に加算額が上乘せされています。				

申込み・問合せ先

付加年金・追納 ⇒ 帯広年金事務所 ☎0155(25)8113
国民年金基金 ⇒ 北海道国民年金基金 ☎0120(65)4192

申請・問合せ先 役場住民課戸籍年金係 ☎(574)2213